

相談室だより (米の山) 2008年2月

担当：米の山病院 MSW 渡辺

みなさんは米の山病院のホームページを見られたことがありますか？地域医療連携室のホームページができていますので、見られていない方はぜひ一度見てくださいね。さて今回の相談室だよりは、「名前は聞いたことがあるけどよくわからないなあ〜」「今さら聞くのはちょっと・・・」といった言葉をテーマに書いて行きたいと思います。「そんなこと知ってるよ」と思われる方もお付き合いくださいね。



「これってなあ〜に！」

< 資格証明書 >

・ 特別な事情もなく国保料(税)を滞納すると保険証を返還しなければなりません。その代わりに資格証明書というものが発行されます。医療機関にかかる時に一旦全額を自己負担してもらい、後日申請により患者負担分(3割)を除いた額が払い戻される仕組みとなっています。



特別な事情って何なんでしょうね。国保料を払えないくらい切羽つまった人が医療機関で一時とはいえ全額払えるとは思わないのですが・・・。みなさんはどう考えますか？

< 短期保険証 >

・ 資格証明書になる一步手前の段階と考えて下さい。国保料(税)を滞納することにより、通常(1年間)よりも有効期間が短いものとなっています。有効期間が切れる度に更新や納税相談を実施することになっています。



有効期間は地方自治体(市町村)によって異なりますが2ヶ月~6ヶ月といったところです。でも1日というところもあるみたいで、それってほんとに保険証と呼べるのか疑問が残ります。1997年に制度が義務化されてからは、よく「資格証明書」「短期保険証」という言葉を耳にするようになりました。これって一体どうなのでしょうが・・・。

< 障害年金 >

・ 国の年金には3つの種類があります。国民年金・厚生年金・共済年金で基本的に誰もが必ずどれか1つの年金制度に加入しています。その制度の中にさらに老齢退職年金、遺族年金、障害年金と分けられています。障害年金については、年金制度に加入している方が病気やけがによって障害が残った場合に、所得保障を目的に年金を受給することができます。ただし年齢制限や加入要件、障害状態、申請時期などの制約があります。



年齢は65歳未満までです。保険料を1/3以上滞納していた場合には申請ができません。申請前は1年間の保険料をきちんと納付しておく必要があります。障害年金を申請できる時期は障害認定日以降となります。障害認定日とは初診日から1年6ヶ月後ということになっています。国民年金の場合には1級・2級、厚生年金・共済年金は1級、2級、3級まであり、それぞれ級数により支払われる額が変化していきます。

< 地域包括支援センター >

- ・ 介護保険における予防給付とされる対象者、簡単にいえば要支援者(要支援 1・2 の認定者)が介護サービスの適切な利用を行なうことが出来るように、計画やサービスを保健、医療、福祉といった総合的なマネジメントの観点にたつてサービス事業者の関係機関と連絡・調整を行う施設をいいます。一般的に「保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(主任ケアマネ)と呼ばれる専門職 3 名で構成され 1 つのチームとして相談・支援などにあたっています。



実際には以下のような支援を行なっていますよ。

包括的支援事業

事業区分	事業内容
介護予防ケアマネジメント事業	特定高齢者（主として要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる 65 歳以上の者）が要介護状態等になることを予防するため、ケアプランの策定や評価など必要な援助を行います。（予防給付）
総合相談支援事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるようにするため、相談に対応し、どのような支援が必要かを把握することで、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。
権利擁護事業	成年後見人制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者の虐待防止や早期発見等、高齢者の権利を擁護する取り組みを行います。
包括的・継続的ケアマネジメント事業	包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域における介護支援専門員の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行います。



「米の山病院地域医療連携懇親会」開催

08年2月14日に「face to face」顔の見える連携をテーマに米の山病院地域医療連携懇親会をオームタガーデンホテルにて開催しました。37 施設で 101 名、親仁会も含めると 45 施設 188 名の大盛況となりました。

